

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和元年八月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年三月十五日奈良県指令中土第五一―一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年八月九日中土第七一―七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年八月九日中土第七二―三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字上之庄五七一―番一二、五七一―番一三、五七一―番一四、五七三―番一、五七

三―番三、五七三―番四、五七三―番五及び五七三―番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二―番三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字上之庄五七一―番一四及び五七三―番四

下水道 桜井市大字上之庄五七一―番一四及び五七三―番四